

# 「手話言語条例」と「障害者の意思疎通に関する条例」の関係

全ての市民を対象とした「共生社会」の充実

協働

テーマ

言語

施策

手話は言語である

手や顔などの視覚による  
手話言語

「手話は言語である」  
ことを基盤とする施策

手話言語の5つの権利  
「手話を獲得する」  
「手話を学ぶ」「手話で学ぶ」  
「手話を使う」「手話の保存」

障害特性に応じた  
意思疎通支援の重要性

聴覚と音声による  
音声言語としての日本語

「音声言語である日本語」  
をベースとする意思疎通支援

手話通訳、要約筆記、筆談、  
代筆・代読、点字、音声、触手話、  
指文字、絵図、平易な表現、  
コミュニケーションボード、  
情報機器 など

手話言語条例

障害者の意思疎通に関する条例

「共生社会」の基盤